

森のニュース 1

『平成23年度森林・林業施策と予算について』

平成23年度森林・林業施策・予算についてご紹介します。

今年度はかながわ水源環境保全・再生実行5か年計画の最終年度に当たり、第1期計画の総仕上げの年度として水源の森林づくり事業や地域水源林整備事業、間伐材搬出促進事業等の着実な実施に努めてまいります。また、国の緊急経済対策として平成21年度から実施している森林整備加速化・林業再生基金事業も最終年度となっており、基金の有効な活用を図ってまいります。

今年度の新規施策としては、森林資源の循環利用による持続的な人工林の再生を目指して、これまで進めてきた県産木材活用総合対策を再構築し、新たに林業再生総合対策を開始することとしました。

主な内容は、地域の行政や林業関係者の連携協力の下、施業集約化、施業の効率化、人材育成等を進め、林業の体質強化を図ります。また、加工流通体制の整備、公共木造施設等への支援に引き続き取り組むとともに、新たに、品質認証した県産木材を使用した住宅への支援を開始するなど、川上から川下までの総合的な対策の充実強化を進めてまいります。

平成23年度の森林・林業関係当初予算としては、一般会計約42億円（対前年比78.9%）、特別会計約20億8千万円（対前年比123.1%）となっております。このほか、今年度は知事選挙が行われた関係で、一部事業については補正予算での追加措置を予定しています。

『森林法改正の概要』

国においては、森林・林業再生プランを法制面で具体化するため、去る4月22日に森林法が改正され、「森林所有者がその責務を果たし、森林の有する公益的機能が十全に発揮されるよう措置」がなされました。主な改正内容は次のとおりです。

1 所有者が不明の場合を含む適正な森林施業の確保

① 他人の土地について路網等の設置が必要な場合、土地所有者等が不明でも使用権の設定を可能にするため、意見聴取の機会を設ける旨を公示すること等により、手続きを進められるよう措置

② 森林所有者が、早急に間伐が必要な森林（要間伐森林）の間伐を行わない場合に、所有者が不明であっても、行政の裁定により施業代行者が間伐を行うことができる制度を新設

2 無届け伐採が行われた場合の造林命令の新設

無届けによる伐採について、森林所有者の如何を問わず、災害発生等の防止に必要と認められる場合、伐採の中止又は伐採後の造林を行わせるための命令を、新たに発出できるよう措置

3 森林の土地の所有者となった旨の届出

新たに森林の土地の所有者となった者に届出義務

4 森林計画制度の見直し

- ① 全国森林計画、地域森林計画、市町村森林整備計画の記載事項を見直し、市町村計画を地域のマスタープラン化
- ② 森林施業計画を森林経営計画に改め、集約化を前提とした実効性ある計画とするとともに、森林所有者のほか、その委託を受けて長期・継続的に森林経営を行うものが計画を作成することとする等

5 その他

地方公共団体の持つ森林所有者情報の利用に関する措置、林業普及指導員の事務拡充、立ち入り調査の主体の拡充、他

6 罰則の引き上げ

無届け伐採の罰金の上限を30万円から100万円に引き上げ等

今回改正の大きな特徴は、市町村森林整備計画のマスタープラン化とともに、新設された制度の多くが市町村の事務・権限となっており、一段と地方分権が進められたことです。これからは市町村が地域の森林づくりのマスターとなることが期待される場所です。

施行期日は一部を除き平成24年4月1日となっており、これに伴い、地域森林計画は平成23年12月31日まで、市町村森林整備計画は平成24年3月31日までに変更することとなります。

（環境農政局水・緑部森林再生課調整グループ）